

所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額※ × 0.0871 (所得割率)・・・①

※基礎控除後の総所得金額とは

年金収入のみ(330万円以下)の被保険者の場合、年金収入額から、基礎控除額(33万円)と公的年金等控除額(120万円)を引いた金額

保険料の計算方法

被保険者均等割額

47,272円・・・・・・②

ただし、下記の対象者となる所得の低い世帯の方については、

| | | | |
|--|---|---|--------------------|
| 【対象者】 世帯の被保険者およびその属する世帯の世帯主の総所得金額※の合計が、 ※総所得金額とは 年金収入のみ(330万円以下)の被保険者の場合、年金収入額から、高齢者特別控除額(15万円)と公的年金等控除額(120万円)を引いた金額 | 33万円(基礎控除額) 以下の場合、 | ⇒ | 7割軽減により 14,181円 |
| | 33万円+24万5千円×当該世帯に属する被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く。) 以下の場合、 | ⇒ | 5割軽減により 23,636円 |
| | 33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数 以下の場合、 | ⇒ | 2割軽減により 37,817円 |

(注)

制度の被保険者になる前日に被用者保険(国民健康保険組合は除く。)の被扶養者であった方については、激変緩和のため、被保険者となってからの2年間は所得割額は課されず、被保険者均等割額を5割軽減します。

さらに、平成20年度に限り特別措置として、被保険者均等割額の負担について4月から9月までは凍結し、10月から平成21年3月までは9割軽減することとなっています。

○保険料の納付方法について

被保険者の保険料額が決定されると、被保険者一人ひとりに通知書が送付されます。

なお、保険料の納付方法等については、原則として次のとおりです。

○特別徴収

(年金から自動的に支払い)

年金額が年額18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1以下の方

※平成20年度特例

国民健康保険、国保組合に加入して4月1日までに75歳になっている方については、4月支給分の年金から徴収開始

被用者保険被扶養者については10月支給分の年金から徴収開始

被用者保険被保険者については7月、8月、9月に普通徴収、10月以降は10月支給分の年金から徴収開始

○普通徴収

(納付書や口座振替等により、町に対し個別に支払い)

前記(特別徴収)に該当しない方や災害その他特別の事情により、特別徴収の方法で保険料を徴収することが著しく困難な方

医療の給付について

○給付の種類について

被保険者が受ける療養の給付や各種費用の支給については、新たに設けられる「高額介護合算療養費」を除き、現行の「老人保健制度」および「国民健康保険制度」で支給されているものと基本的には同じです。

○患者負担について

被保険者が医療機関で受診した際、かかった費用の1割(現役並み所得者は3割)を医療機関の窓口で支払っていただきます。

なお、窓口負担には月ごとの上限額が設けられていますが、この上限額については「老人保健制度」と同じです。

※3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかについては、同一世帯の被保険者のみの所得と収入により判定します。この判定により、新たに3割負担と判定される方には激変緩和措置があります。

○葬祭費の支給について

被保険者が死亡したときは、その方の葬祭を行った方の申請により、5万円が支給されます。

■問い合わせ

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

☎083(921)7110

ホームページ

<http://www.koukkourai.townnet.pref.yamaguchi.jp/>